

奈良市公報

号外第1号 令和6年4月規則等

令和8年3月17日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

規 則

月 日	番号	件 名	主 管
4 3	30	奈良市体育施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	スポーツ振興課
4 3	31	奈良市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則	スポーツ振興課
4 10	32	奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則	人事課
4 24	33	奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則	市民税課

告 示

月 日	番号	件 名	主 管
4 26	247	奈良市地域に飛び出す学生支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示	総合政策課

公 営 企 業

月 日	番号	件 名	主 管
4 1	5	奈良市企業局会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程	企業総務課
4 1	6	布目川取水堰 ^{ぼき} 管理規程	送配水管理センター
4 1	7	奈良市水道水利使用管理規程の一部を改正する規程	経営企画課
4 1	8	奈良市企業局組織規程の一部を改正する規程	企業総務課
4 1	9	奈良市企業局組織規程の一部改正に伴う関連規程の整備に関する規程	企業総務課
4 1	22	奈良市企業局鉛給水管布設替事業補助金交付要綱の一部を改正する告示	企業総務課
4 1	23	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定取消し処分等に関する要綱の一部を改正する告示	企業総務課
4 1	25	奈良市企業局入札参加者等審査会要綱の一部を改正する告示	経営企画課

消 防

月 日	番号	件 名	主 管
-----	----	-----	-----

4	1	1	喫煙、たき火等を制限する文化財のある場所及びその周囲の区域の指定	総務課
4	24	6	奈良市消防職員研修規程の一部を改正する訓令	総務課

規 則

奈良市体育施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。
令和 6 年 4 月 3 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第 30 号

奈良市体育施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

奈良市体育施設条例の一部を改正する条例（令和 5 年奈良市条例第 42 号）の施行期日は、令和 6 年 4 月 13 日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和 6 年 4 月 3 日掲示済)

奈良市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 6 年 4 月 3 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第 31 号

奈良市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市体育施設条例施行規則（平成 20 年奈良市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 8 号中「スケートボードパーク」の次に「及びランニングステーション」を加え、同条第 2 項第 1 号中「陸上競技場又はスケートボードパーク」を「陸上競技場、スケートボードパーク又はランニングステーション」に改める。

第 3 条第 2 項第 1 号中「別記第 7 号様式の 3」の次に「、ランニングステーションについては別記第 7 号様式の 4」を加える。

別記第 5 号様式の 4 を次のように改める。

第5号様式の4 (第2条関係)

体育施設使用承認申請書

(スケートボードパーク・ランニングステーション用)

(宛先) 指定管理者	No. _____ 年 月 日																
申請者 住所 氏名 (電話 _____) 団体名 (チーム名) 使用責任者氏名	次のおり [鴻ノ池スケートボードパーク 鴻ノ池ランニングステーション] を使用したいので申請します。																
1 使用の日時	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">年 月 日 (曜日)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">時から</td> <td style="width: 60%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日 (曜日)</td> <td style="text-align: center;">時まで</td> <td style="text-align: center;">日間</td> </tr> </table>	年 月 日 (曜日)	時から		年 月 日 (曜日)	時まで	日間										
年 月 日 (曜日)	時から																
年 月 日 (曜日)	時まで	日間															
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">準備</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">年 月 日 時</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">撤去</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">年 月 日 時</td> </tr> </table>	準備	年 月 日 時	撤去	年 月 日 時													
準備	年 月 日 時	撤去	年 月 日 時														
2 使用の目的	_____																
3 入場予定者	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 12.5%;">総</td> <td style="width: 12.5%;">数</td> <td style="width: 12.5%;">男</td> <td style="width: 12.5%;">女</td> <td style="width: 12.5%;">小</td> <td style="width: 12.5%;">中</td> <td style="width: 12.5%;">高</td> <td style="width: 12.5%;">一 般</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">名</td> <td style="text-align: right;">名</td> <td style="text-align: right;">名</td> <td style="text-align: right;">名</td> <td style="text-align: right;">名</td> <td style="text-align: right;">名</td> <td style="text-align: right;">名</td> </tr> </table>	総	数	男	女	小	中	高	一 般		名	名	名	名	名	名	名
総	数	男	女	小	中	高	一 般										
	名	名	名	名	名	名	名										
※ 使用料	_____ 円																
※ 承認条件	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%; padding: 5px;"> 利用の際は、施設管理者の指示に従い、利用規約等を守ること。 </td> <td style="width: 30%; text-align: center; vertical-align: middle;">承認印</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;"> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> </td> </tr> </table>	利用の際は、施設管理者の指示に従い、利用規約等を守ること。	承認印		<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>												
利用の際は、施設管理者の指示に従い、利用規約等を守ること。	承認印																
	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>																

記入上の注意

- 1 申請人が法人であるときは、申請者の住所・氏名の記載箇所には、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 ※箇所は記入しないでください。

別記第7号様式の3の次に次の1様式を加える。

第7号様式の4(第3条関係)

(ランニングステーション用)

No. □□ 使用副券 円 体育施設名	切り取り線	No. □□ 使用券 円 1日限り 体育施設名
---------------------------------	-------	--

(注)裏面に注意事項を記載する。

附則

この規則は、令和6年4月13日から施行する。

(令和6年4月3日揭示済)

奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月10日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第32号

奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和43年奈良市規則第2号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(昇格に伴う昇給の特例)

- 4 職員が、条例別表第2の3級の項に規定する職務の級から同表の4級の項に規定する職務の級に昇格した場合には、第23条第1項の規定にかかわらず、条例第7条第3項の規定による昇給をさせることができる。

附則

この規則は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(令和6年4月10日揭示済)

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月24日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第33号

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市税条例施行規則(昭和46年奈良市規則第15号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「個人の市、県民税納税管理人申告書」を「個人の市、県民税及び森林環境税納税管理人申告書」に改め、同条第2号中「個人の市、県民税納税管理人変更申告書」を「個人の市、県民税及び森林環境税納税管理人変更申告書」に改め、同条第5号中「個人の市、県民税減免申請書」を「個人の市、県民税及び森林環境税減免申請書」に改め、同条第6号中「個人の市、県民税減免事由消滅申告書」を「個人の市、県民税及び森林環境税減免事由消滅申告書」に改め、同条第7号中「個人の市、県民税の給与支払報告及び特別徴収に係る給与所得者異動届出書」

を「給与支払報告及び特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に改め、同条第 10 号中「個人の市、県民税特別徴収税額の納期の特例に関する承認の申請書」を「特別徴収税額の納期の特例に関する承認の申請書」に改め、同条第 11 号中「個人の市、県民税特別徴収税額の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書」を「特別徴収税額の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書」に改め、同条第 12 号中「個人の市、県民税特別徴収税額の納期の特例申請の承認通知書」を「特別徴収税額の納期の特例申請の承認通知書」に改め、同条第 13 号中「個人の市、県民税特別徴収税額の納期の特例申請の却下通知書」を「特別徴収税額の納期の特例申請の却下通知書」に改め、同条第 14 号中「個人の市、県民税特別徴収税額の納期の特例の承認の取消通知書」を「特別徴収税額の納期の特例の承認の取消通知書」に改める。

別記第 38 号様式中「個人市県民税」の次に「及び森林環境税」を、「第 15 条第 1 項」の次に「及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第 15 条」を加え、「氏名」を「氏名」に改める。

別記第 39 号様式中「個人市県民税」の次に「及び森林環境税」を、「第 15 条第 1 項」の次に「及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第 15 条」を加える。

別記第 47 号様式中「及び県民税」を「、県民税及び森林環境税」に改め、「昭和」を削り、

市民税	円	県民税	円	を
-----	---	-----	---	---

市民税	円	県民税	円	森林環境税	円	に改め、「第 47 条第 2 項」の次に「及び森
-----	---	-----	---	-------	---	--------------------------

林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第 11 条」を加え、「昭和」を削る。

別記第 48 号様式中「及び県民税」を「、県民税及び森林環境税」に改め、「昭和」を削り、

市民税	円	を	市民税	円	に改め、「第 47 条第 3 項」の次に「及
県民税	円		県民税	円	
			森林環境税	円	

び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第 11 条」を加え、「昭和」を削る。

別記第 52 号様式中「市民税 給与支払報告 県民税 特別徴収」を「給与支払報告 特別徴収」に、「名称又は氏名」を「名称」に、

「所在地 (住所)」を「所在地」に改める。

別記第 57 号様式を次のように改める。

第57号様式

(表)

特別徴収税額の納期の特例に関する承認の申請書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div> (宛先) 奈良市長	特別徴収	住(居)所					電話番号	
	義務者	所在地						
		氏名(名称) 代表者氏名					特別徴収 指定番号	
		法人番号						
奈良市税条例第41条(第54条)の規定により特別徴収税額の納期の特例の承認申請書を提出します。								
特例の適用を受けようとする税額 ①		年 月以後の支払にかかる給与又は退職手当等から特別徴収すべき税額						
申請の日以前6か月間の各月末の給与の支払を受ける者の数及び各月の支払金額(ほか書は臨時に雇用している者にかかるもの)		年 月	人	円	年 月	人	円	
			ほか	ほか		ほか	ほか	
		年 月	人	円	年 月	人	円	
			ほか	ほか		ほか	ほか	
		年 月	人	円	年 月	人	円	
			ほか	ほか		ほか	ほか	
1 現に滞納している場合で、それがやむを得ない理由による場合は、その理由 2 申請の日以前1年以内に納期の特例の承認が取り消されたことがある場合は、その年月日 ②								
給与の支払を受ける者のうち奈良市内の居住者		申請日の属する年の1月1日現在	人		申請日現在	人		

(裏)

記載上の注意事項等

1 特別徴収税額の納期の特例制度について

(1) この特例の承認を受けることができるのは、給与の支払を受ける者が常時10人未満の事業所等の特別徴収義務者です。

(注) ア 「事務所等」というのは、事務所、事業所その他これに準ずるもので、給与の支払事務を取り扱うところをいいます。

イ 「常時10人未満」というのは、常には10人に満たないということであつて、多忙時期等において臨時に雇い入れた者があるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満であることです。

(2) (1)に該当する特別徴収義務者が、この特例の承認を受けようとする場合には、市長に申請をしていただかなければなりません。

(3) この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間にかかる給与又は退職手当等から特別徴収した税額をそれぞれの期間分をまとめて納入することができます。

区 分	納 入 期 限
6月から11月まで(退職手当等については4月から11月まで)の期間に徴収した特別徴収税額	12月10日
12月から翌年5月までの期間に徴収した特別徴収税額	翌年の6月10日

(注) 承認を受けた日の属する期間は、その日の属する月から、その期間の最終月までです。

(4) この特例の承認を受けた後において、給与の支払をする者が常時10人以上となった場合には、その者を遅滞なく市長に届け出ていただかなければならないことになっています。

◎注意 滞納がある場合には、この特例を承認しないことがあります。また、承認した後においても、市税の滞納がありますと、この特例の承認を取り消すことがありますから、特に注意してください。

2 申請書の書き方

(1) 「①」欄には、特例の適用開始を希望する年月日を記入してください。

(2) 「②」欄には、該当する場合に限り記入してください。

別記第59号様式及び第60号様式中「個人市・県民税特別徴収税額」を「特別徴収税額」に改める。

別記第61号様式中「個人の市・県民税特別徴収税額」を「特別徴収税額」に、「個人市・県民税特別徴収税額」を「特別徴収税額」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の奈良市税条例施行規則第5条第1号、第2号、第5号から第7号まで及び第10号から第14号まで並びに別記第38号様式、第39号様式、第47号様式、第48号様式、第52号様式、第57号様式及び第59号様式から第61号様式までの規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市、県民税について適用する。

3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市税条例施行規則別記第38号様式、第39号様式、第47号様式、第48号様式、第52号様式、第57号様式及び第59号様式から第61号様式までの規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和6年4月24日揭示済)

告

示

奈良市告示第247号

奈良市地域に飛び出す学生支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年4月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市地域に飛び出す学生支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市地域に飛び出す学生支援事業補助金交付要綱（令和5年奈良市告示第307号）の一部を次のように改正する。

第4条中「令和5年4月1日以後に」を「補助金の交付決定を受ける日の属する年度から」に改める。

第9条を第10条とする。

第8条中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 事業報告書

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(変更の承認)

第8条 規則第6条第1項第1号に規定する市長が定める軽微な変更は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助対象経費の配分の変更であって、補助金の交付決定金額を上回らないもの

(2) 変更内容が補助対象事業の目的を実質的に変更するものではないもの

附 則

この告示は、令和6年4月26日から施行し、令和6年度の予算に係る補助金から適用する。

(令和6年4月26日揭示済)

公

営

企

業

奈良市企業局管理規程第5号

奈良市企業局会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年4月1日

奈良市公営企業管理者 池 田 修

奈良市企業局会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程

奈良市企業局会計年度任用職員の任用等に関する規程（令和2年奈良市企業局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

本則中「奈良市企業局会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程」の次に「と、「※ 以上のほか

は、市の条例、規則等による。」とあるのは「※ 以上のほかは、市の条例、規則等の例による。」と、「※ 条例改正等により、任用日に遡及して基本報酬又は給料が変更となる場合がある。」とあるのは「※ 規程改正により、任用日に遡及して給料が変更となる場合がある。」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(令和6年4月1日揭示済)

奈良市企業局管理規程第6号

布目川取水堰管理規程を次のように定める。

令和6年4月1日

奈良市公営企業管理者 池田 修

布目川取水堰管理規程

目次

第1章 総則 (第1条-第6条)

第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項

第1節 水位 (第7条)

第2節 取水 (第8条-第10条)

第3節 放流及びゲートの操作 (第11条-第18条)

第3章 点検及び整備に関する事項 (第19条-第21条)

第4章 洪水警戒体制における措置に関する事項 (第22条・第23条)

第5章 記録に関する事項 (第24条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、布目川取水堰(以下「取水堰」という。)及びこれに付帯する設備の管理に関して必要な事項を定めるものとする。

(管理者)

第2条 この規程において取水堰管理者(以下「管理者」という。)とは、奈良市水道水利使用管理規程(平成6年奈良市水道局管理規程第13号。以下「水利使用規程」という。)第2条に規定する者をいう。

2 管理者は、部下の職員を指揮監督してこの規程の定めるところにより、取水堰及びこれに付帯する設備の管理に関する事務を誠実にこなさなければならない。

(取水堰の諸元等)

第3条 取水堰の諸元その他管理上参考となるべき事項は、次のとおりとする。

(1) 可動部及びゲート部

ア 可動部

(ア) 起伏ゲートの天端標高 197.83メートル

(イ) 排砂ゲートの天端標高 195.03メートル

(ウ) 取水ゲートの天端標高 196.18メートル

イ ゲート規模

(ア) 起伏ゲート (幅11.00メートルで高さ2.50メートルのもの2門) 横主桁式起伏ゲート

(イ) 排砂ゲート (有効径0.90メートルのもの1門) 鋳鉄製スライドゲート

(ウ) 取水ゲート (幅1.50メートルで高さ1.00メートルのもの1門) ステンレス製スライドゲート

ウ ゲート開閉の速さ

(ア) 起伏ゲート 起伏時間15分

(イ) 排砂ゲート 1分間につき0.30メートル

(ウ) 取水ゲート 1分間につき0.30メートル

(2) 集水面積 86.2平方キロメートル

(3) 計画高水流量 毎秒150立方メートル

(4) 計画高水位 標高200.10メートル

- (5) 最大取水量 毎秒1.74立方メートル
- (6) 計画取水水位 標高197.83メートル
- (7) 取水制限流量 毎秒0.30立方メートル
- (8) 取水堰設計水位 標高198.33メートル
- (9) 取水堰設計越流流量 毎秒15立方メートル(越流水深0.50メートル)
(河川流量)

第4条 この規程において「河川流量」とは、水利使用規程第7条第2号に規定する布目川取水堰直下地点における布目川の流量に取水量を加えた量をいう。

(洪水及び洪水時)

第5条 この規程において「洪水」とは、河川流量が毎秒15立方メートル以上であることをいい、「洪水時」とは、洪水が発生しているときをいう。

(水位の算定方法)

第6条 取水堰地点の河川の水位(以下「堰の水位」という。)は、起伏ゲート直上流左岸に取り付けられた水位計の読みに基づいて算定するものとする。

第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項

第1節 水位

(計画取水水位及び制限水位)

第7条 計画取水水位は、堰の水位で標高197.83メートル(水位計による表示2.50メートル)とする。

2 制限水位は、取水堰設計水位である標高198.33メートル(水位計による表示3.00メートル)とし、起伏ゲート操作によってこれを超えてはならない。

3 管理者は、前項に規定する水位を厳守して、奈良市水道の取水を行い、河川の流量を努めて恒常的に維持させるものとする。

第2節 取水

(取水)

第8条 取水堰からの取水は、水利使用規程第1条に定める水利使用規則の範囲内(河川流量が取水制限流量以上となる範囲)で奈良市水道に必要な水量を取水するものとする。

(取水時のゲートの操作)

第9条 河川流量が洪水流量未満のとき、かつ、取水堰設計水位を超えるおそれがないときは、第7条第3項の定めるところにより、起伏ゲートを起立し、取水を行うことができる。

2 取水を行うときは、堰の水位及び取水量に応じて起伏ゲート及び取水ゲートの開度を調節して行うものとする。
(取水量の測定)

第10条 取水量の測定は、水利使用規程第8条第1号の規定に基づき行うものとする。

第3節 放流及びゲートの操作

(起伏ゲートの操作)

第11条 起伏ゲートは、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、起立又は倒伏させることができるものとする。

- (1) 下流における他の河川の使用のため必要な河川の流量を確保する必要があるとき。
- (2) 第7条第3項の規定を守る必要があるとき。
- (3) 第13条の規定により放流するとき。
- (4) 取水堰の点検又は整備のため必要があるとき。
- (5) その他やむを得ない必要があるとき。

(排砂ゲートの操作)

第12条 排砂ゲートは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、操作してはならない。

- (1) 排砂ゲートは、原則として全閉しておくものとし、土砂の堆積状況に応じて必要があるとき。
- (2) 取水堰の点検又は整備のため必要があるとき。
- (3) その他やむを得ない必要があるとき。

(取水堰の放流)

第13条 堰の水位が計画取水水位を超え、さらに取水堰設計水位を超えるおそれがあるときは、次条の規定に従い取水堰から放流するものとする。

(放流の開始及び放流量の増減の方法)

第14条 取水堰から放流する場合には、下流の水位に急激な変動を生じないように別表第1の定めるところにより操作しなければならない。ただし、河川流量が急激に増加し、取水堰設計水位を超えるおそれがあるときは、その水位を超えない範囲で、かつ、下流域の影響を最小限に抑えた放流を行うことができる。

(起伏ゲートの操作の方法等)

第15条 起伏ゲートを構成する個々のゲートは、左岸側のものを第1号起伏ゲートと、右岸側のものを第2号起伏ゲートという。

2 取水堰から放流する場合には、取水堰の取水機能を維持するため土砂等を放流する場合を除くほか、原則として起伏ゲートを次の順序で倒伏し、起立時は倒伏した順序の逆の順序によってするものとする。

第1号起伏ゲート

第2号起伏ゲート

3 起伏ゲートの操作は、前条の規定に基づき行うものとする。

(放流の際の関係機関に対する通知)

第16条 取水堰から放流することによって、下流の水位に急激な変動を生ずると認められる場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認められるときは、別表第2に掲げる関係機関に対し通知するものとする。

(放流の際に取るべき措置)

第17条 第14条ただし書による放流を行う場合は、あらかじめ取水堰から木津川との合流地点までの下流の安全を確認しなければならない。

(起伏ゲートの操作に関する記録の作成)

第18条 第11条第3号及び第4号の定めるところにより、起伏ゲートを操作した場合には、次に掲げる事項を記録しておかなければならない。

(1) 操作の理由

(2) 起伏ゲートの1回の倒伏を始めた時及びこれを終えた時における起伏ゲートの角度、堰の水位及び時刻

(3) 第16条の規定による通知の実施状況

(4) その他参考となるべき事項

第3章 点検及び整備に関する事項

(点検及び整備等)

第19条 管理者は、取水堰及びこれに付帯する設備並びにこれらの管理上必要な機械、器具及び資材は、その点検及び整備を行うことにより、常時良好な状態に維持しなければならない。特に、洪水、大雨、暴風又は地震その他のこれに類する異常な現象でその影響が取水堰に及ぶものが発生したときは、その発生後速やかに取水堰の点検を行い、取水堰に関する異常な状態が早期に発見されるようにしなければならない。

2 前項の規定による点検及び整備の結果は、記録しておかなければならない。

(監視)

第20条 管理者は、取水堰及びその周辺について常に監視を行い、その維持管理及び保全に支障を及ぼす行為の取締り並びに危険防止に努めなければならない。

(異常かつ重大な状態に関する報告)

第21条 洪水、大雨、暴風又は地震その他の原因により取水堰に関する異常かつ重大な状態が発見されたときは、直ちに応急の措置をとるとともに、別表第2に掲げる関係機関に対してその旨を報告しなければならない。

第4章 洪水警戒体制における措置に関する事項

(洪水警戒体制)

第22条 この規程において洪水警戒体制とは、次の各号のいずれかに該当するときをいう。

(1) 奈良地方気象台から奈良市を対象として大雨警報が発せられた時から、これらの警報が切り替えられるまでの間

(2) 降雨及び布目ダムの放流等により、平時とは異なる河川流量の増加が見込まれる時から、河川流量が減少し、再び増水するおそれがないと認められた時までの間

(洪水警戒体制における措置)

第23条 前条の洪水警戒体制をとったときは、次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 奈良地方気象台が行う気象の観測の成果を的確かつ迅速に収集すること。
- (2) 常に河川の流量及び水位に注意し取水堰の操作に万全を期すこと。
- (3) 第 19 条の規定による取水堰の点検及び整備に関する記録を作成すること。

第 5 章 記録に関する事項

(記録)

第 24 条 管理者は、管理日誌を備え、これに次に掲げる事項について記録しなければならない。

- (1) 気象
- (2) 取水量 (第 10 条)
- (3) 堰の水位 (第 6 条)
- (4) 起伏ゲートの角度
- (5) 取水ゲートの開度
- (6) 点検及び整備に関すること
- (7) その他取水堰の管理に関すること

2 前項第 1 号から第 5 号までの事項は、1 日 1 回の記録とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別表第 1 (第 14 条関係)

倒伏角度増加表

起伏ゲートの越流量 (毎秒立方メートル)	起伏ゲートの起立角度 (度)	起伏ゲートの最小時 間間隔 (分)	1 回の操作における倒伏角度の 増加割合 (度/5 分)
1.0 以上	75 以下	5	6
1.0 未満	55 以上	5	3
	50 以上 55 未満	5	4
	45 以上 50 未満	5	5
	40 以上 45 未満	5	8
	40 未満	5	10

別表第 2 (第 16 条、第 21 条関係)

関係機関連絡表 (機関名、担当部署)

連絡機関	機関名	担当部署
京都府	山城南土木事務所	河川砂防課
奈良県	奈良土木事務所	管理課 河川管理係
笠置町	笠置町役場	総務財政課
近畿地方整備局	淀川河川事務所	管理課 管理第一係
京都府木津警察署		
奈良県奈良警察署		

(令和 6 年 4 月 1 日揭示済)

奈良市企業局管理規程第 7 号

奈良市水道水利使用管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

奈良市公営企業管理者 池 田 修

奈良市水道水利使用管理規程の一部を改正する規程

奈良市水道水利使用管理規程 (平成 6 年奈良市水道局管理規程第 13 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「平成 11 年 6 月 30 日近地専河発第 17 号」を「令和 3 年 10 月 26 日 2 国近整水第 112 号」に改める。

第 12 条を次のように改める。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、須川ダム及び布目川取水堰^{せき}の管理については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の規程の定めるところによる。

- (1) 須川ダムの管理 須川ダム操作規程（昭和60年奈良市水道局管理規程第1号）
- (2) 布目川取水堰^{せき}の管理 布目川取水堰^{せき}管理規程（令和6年奈良市企業局管理規程第6号）

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

（令和6年4月1日揭示済）

奈良市企業局管理規程第8号

奈良市企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年4月1日

奈良市公営企業管理者 池 田 修

奈良市企業局組織規程の一部を改正する規程

奈良市企業局組織規程（平成14年奈良市水道局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5条」を「第7条」に、「第6条」を「第8条」に改める。

第2条第2項中「調査係」を「調整係」に、「企業出納課 出納係 給与係 経理係」を
事業部

「企業出納課 経理係 給与係 給排水課 料金係 給水審査係 排水審査係 給排水課 給排水総務係 給水審査係 給排水検査係 にお客様センター準備課 業務改革係 給排水検査係 事業部」に、「給排水課 給排水総務係 給水審査係 給排水検査係 水道工務課 施行管理係 設計係 工務第一係 共同事務推進課 共同事務係 広域連携係 事業部」

査係

工務第二係 再整備係 を「水道工務課 施工管理係 設計係 工務第一係 工務第二係 再整備係」に改める。

第3条経営係の部分の第2号中「分析」の次に「(決算の分析を含む。)」を加え、同部分の第5号を次のように改める。

(5) 奈良県内地域及び近隣地域の上下水道事業に係る広域連携及び官民連携の推進に関する事。

第3条財政係の部分に次の1号を加える。

(3) 決算書の資料作成に関する事。

第3条調査係の部分の部分を次のように改める。

調整係

- (1) 日本水道協会との連絡調整に関する事。
- (2) 防災計画及び災害対策計画に関する事。
- (3) 課の庶務に関する事。

第4条総務係の部分の第7号を削り、同部分中第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

第5条出納係の部分中「出納係」を「経理係」に改め、第4号を第8号とし、第3号の次に次の4号を加える。

- (4) 支払書類の審査に関する事。
- (5) 不動産の総括管理に関する事。
- (6) 普通財産及び固定資産の総括に関する事。
- (7) 例月出納検査、定期監査及び包括外部監査の調整に関する事。

第5条経理係の部分の部分を削る。

第9条を削る。

第8条工務第二係の部分中第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

- (2) 水道事業の開発行為の事前協議、指導及び調整に関する事。
- (3) 水道施設の受託工事及び移設工事の施行に関する事。

第8条を第9条とし、第7条を削る。

第6条第1項配水計画係の部分の第4号中「開発行爲の事前協議、指導」を「部外者工事の地下埋設物事前協議、立会」に改め、同条第2項中第5号を削り、同条を第8条とする。

第3章第1節中第5条の次に次の2条を加える。

(給排水課の事務)

第6条 給排水課の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

料金係

- (1) 水道料金、下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料に関する事。
- (2) メーターの管理に関する事。
- (3) 給水停止の手續及び処分に関する事。
- (4) 水道施設分担金及び手数料の収入に係る調定に関する事。
- (5) 課の庶務に関する事。

給水審査係

- (1) 指定給水装置工事事業者に係る給水装置工事施行の指導及び承認に関する事。
- (2) 指定給水装置工事事業者及び給水装置工事主任技術者の指導及び育成に関する事。
- (3) 指定給水装置工事事業者及び給水装置工事主任技術者の登録等に関する事。
- (4) 給水装置の違反工事の取締り及び処分に関する事。
- (5) 貯水槽水道の設置者への指導等に関する事。
- (6) 給水装置工事の分岐立会に関する事。
- (7) 道路占用許可申請等に関する事。

排水審査係

- (1) 公共下水道等に係る排水設備工事の確認申請に関する事。
- (2) 公共下水道等に係る排水設備の普及に関する事。
- (3) 排水設備指定工事店及び排水設備責任技術者の指導及び育成に関する事。
- (4) 排水設備指定工事店及び排水設備責任技術者の登録等に関する事。
- (5) 公共下水道等に係る水洗便所設備費の助成及び改造資金の融資あっせんに関する事。
- (6) 事業所等の水質指導に関する事。
- (7) 公共下水道等の一時使用に関する事。
- (8) 日本下水道協会との連絡調整に関する事。

(お客様センター準備課の事務)

第7条 お客様センター準備課の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

業務改革係

- (1) お客様センター開設に関する事。
- (2) 情報化施策及び情報システムの最適化に関する事。
- (3) 課の庶務に関する事。

給排水検査係

- (1) 給水装置工事及び排水設備工事の検査に関する事。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(令和6年4月1日揭示済)

奈良市企業局管理規程第9号

奈良市企業局組織規程の一部改正に伴う関連規程の整備に関する規程を次のように定める。

令和6年4月1日

奈良市公営企業管理者 池 田 修

奈良市企業局組織規程の一部改正に伴う関連規程の整備に関する規程

(奈良市企業局事務専決規程の一部改正)

第1条 奈良市企業局事務専決規程(昭和41年奈良市水道局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第4条経営企画課長の部分の第2号から第8号までを削り、同条企業出納課長の部分の第2号中「通勤手当」の

次に「及び住居手当」を加え、同部分の次に次のように加える。

給排水課長

- (1) 料金制度の調査、研究、企画及び立案
- (2) 水道料金及び下水道使用料（以下「水道料金等」という。）及び手数料その他に関する申請及び届出の処理
- (3) 納入通知書、納付書及び督促状の発行
- (4) 水道料金等及び手数料その他の徴収
- (5) 1件10万円未満の水道料金等の減免、分割、延納の許可又は承認
- (6) 水道料金等の滞納処分
- (7) 開閉栓及び停水処分
- (8) 現場監督員の選任
- (9) 工事検査員（所属職員に限る。）の指名
- (10) 工事施行に伴う断水
- (11) 給水装置工事の施行承認
- (12) 分担金、手数料その他の徴収並びに軽易な事項に属する減免及び還付の承認
- (13) 排水設備新設等の計画の確認
- (14) 水洗便所設備費助成金の交付
- (15) 水洗便所改良資金の融資あつせん
- (16) 公共下水道の使用許可

第4条給排水課長の部分を削る。

(奈良市企業局指定給水装置工事事業者審査委員会規程の一部改正)

第2条 奈良市企業局指定給水装置工事事業者審査委員会規程（平成10年奈良市水道局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「、事業部参事」を削り、「、水道計画課長、給排水課長」を「、給排水課長、水道計画課長」に改め、「、共同事務推進課長」を削る。

(奈良市企業局開発行為等給水審査委員会規程の一部改正)

第3条 奈良市企業局開発行為等給水審査委員会規程（平成3年奈良市水道局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第3号中「事業部参事」を「給排水課長」に改め、同項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

第8条中「、事業部水道計画課」を「、事業部水道工務課」に改める。

(奈良市企業局マイクロフィルム文書等取扱規程の一部改正)

第4条 奈良市企業局マイクロフィルム文書等取扱規程（昭和63年奈良市水道局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、事業部給排水課」を「、経営部給排水課」に改める。

(奈良市企業局情報化推進に関する規程の一部改正)

第5条 奈良市企業局情報化推進に関する規程（平成24年奈良市水道局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第10条中「、企業総務課」を「、お客様センター準備課」に改める。

(奈良市企業局会計規程の一部改正)

第6条 奈良市企業局会計規程（平成26年奈良市企業局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第121条第1項中「した後」の次に「、合計残高試算表その他必要な書類を添えて」を加え、「を作成し、管理者に提出しなければならない」を「(以下「決算書」という。)の作成を経営企画課長に依頼するものとする」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 経営企画課長は、決算書を作成し、管理者に提出しなければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(令和6年4月1日揭示済)

奈良市企業局告示第22号

奈良市企業局鉛給水管布設替事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年4月1日

奈良市公営企業管理者 池田 修

奈良市企業局鉛給水管布設替事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市企業局鉛給水管布設替事業補助金交付要綱（平成31年奈良市企業局告示第8号）の一部を次のように改正する。

第6条中「172,000円」を「250,000円」に改める。

附則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(令和6年4月1日揭示済)

奈良市企業局告示第23号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定取消し処分等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年4月1日

奈良市公営企業管理者 池田 修

奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定取消し処分等に関する要綱の一部を改正する告示

奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定取消し処分等に関する要綱（平成28年奈良市企業局告示第16号）の一部を次のように改正する。

第10条中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。

附則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(令和6年4月1日揭示済)

奈良市企業局告示第25号

奈良市企業局入札参加者等審査会要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年4月1日

奈良市公営企業管理者 池田 修

奈良市企業局入札参加者等審査会要綱の一部を改正する告示

奈良市企業局入札参加者等審査会要綱（昭和61年奈良市水道局告示第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項中第6号を削る。

附則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(令和6年4月1日揭示済)

消

防

奈良市消防局告示第1号

喫煙、たき火等を制限する文化財のある場所及びその周囲の区域の指定

喫煙、たき火等を制限する文化財のある場所及びその周囲の区域の指定（平成4年奈良市消防本部告示第3号）の全部を改正する。

奈良市火災予防規則（昭和37年奈良市規則第13号）第9条の3第1項の規定に基づき、喫煙、たき火等を制限する文化財のある場所及びその周囲の区域を次のとおり指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和6年4月1日

奈良市消防局長 北 昌 男

喫煙、たき火等を制限する文化財のある場所及びその周囲の区域

名 称	所 在 地	制 限 区 域
東大寺	雑司町	境内全域
手向山八幡宮	雑司町	境内全域
興福寺	登大路町	境内全域
氷室神社	春日野町	境内全域
春日大社	春日野町	境内全域
奈良国立博物館	登大路町 春日野町	旧帝国奈良博物館本館（なら仏像館）の内部及び付近、旧奈良県物産陳列所（仏教美術資料研究センター）の内部及び付近、西新館陳列室の内部、東新館陳列室の内部並びに地下回廊の内部
五劫院	北御門町	境内全域
北山十八間戸	川上町	敷地内全域
般若寺	般若寺町	境内全域
伝香寺	小川町	境内全域
率川神社	本子守町	境内全域
漢国神社	漢国町	境内全域
蓮長寺	油阪町	境内全域
崇徳寺	大豆山町	境内全域
元興寺	中院町	境内全域
安養寺	鳴川町	境内全域
阿弥陀寺	南風呂町	境内全域
崇道天皇社	西紀寺町	境内全域
璉城寺	西紀寺町	境内全域
金躰寺	十輪院町	境内全域
十輪院	十輪院町	境内全域
今西家書院	福智院町	書院の内部及び付近
福智院	福智院町	境内全域
瑜伽神社	高畑町	境内全域
嶋田神社	八島町	境内全域
白毫寺	白毫寺町	境内全域
新薬師寺	高畑町	境内全域
鏡神社	高畑町	境内全域
興福院	法蓮町	境内全域
不退寺	法蓮町	境内全域
光明宗法華寺	法華寺町	境内全域
宇奈多理座高御魂神社	法華寺町	境内全域
海竜王寺	法華寺町	境内全域
西大寺	西大寺芝町一丁目 西大寺南町 西大寺野神町一丁目	境内全域、石落神社境内全域及び骨堂付近
八幡神社	西大寺芝町二丁目	境内全域
秋篠寺	秋篠町	境内全域
八所御霊神社	秋篠町	境内全域
喜光寺	菅原町	境内全域
八幡神社	中山町	境内全域
円福寺	佐紀町	境内全域

唐招提寺	五条町	境内全域
薬師寺	西ノ京町	境内全域
大安寺	大安寺二丁目	境内全域
靈山寺	中町	境内全域
十六所神社	中町	境内全域
添御県坐神社	三碓三丁目	境内全域
円照寺	山町	境内全域
弘仁寺	虚空蔵町	境内全域
正暦寺	菩提山町	境内全域
八坂神社	大慈仙町	境内全域
円成寺	忍辱山町	境内全域
夜支布山口神社	大柳生町	境内全域
南明寺	阪原町	境内全域
長尾神社	阪原町	境内全域
旧柳生藩家老屋敷	柳生町	敷地内全域
八阪神社	大保町	境内全域
丹生神社	丹生町	境内全域
水越神社	邑地町	境内全域
芳徳寺	柳生下町	境内全域
常德寺	北向町	境内全域
称念寺	東木辻町	境内全域
旧田中家住宅	五条町	旧田中家住宅の内部及び付近
天満神社	七条一丁目	境内全域
徳融寺	鳴川町	境内全域
八幡神社	東九条町	境内全域
奈良女子大学	北魚屋東町	旧本館の内部及び付近並びに守衛室の内部及び付近
正倉院正倉	雑司町	敷地内全域
旧最勝院	高畑町	敷地内全域
松本家住宅	茗荷町	敷地内全域
森家住宅	南城戸町	敷地内全域
細川家住宅	南城戸町	敷地内全域
菊家家住宅	月ヶ瀬桃香野	敷地内全域
都祁水分神社	都祁友田町	境内全域
来迎寺	来迎寺町	境内全域
旧正法院家住宅 (吉城園)	登大路町	旧正法院家住宅主棟の内部及び付近、表門付近、離れ座敷の内部及び付近、四阿の内部及び付近並びに梅見門付近
日本聖公会奈良基督教会	登大路町	会堂の内部及び付近並びに親愛幼稚園舎の内部及び付近
志賀直哉旧居	高畑町	敷地内全域
春日神社	下深川町	境内全域
八幡神社	月ヶ瀬石打	境内全域
旧細田家住宅	雑司町	敷地内全域
旧奈良監獄	般若寺町	敷地内全域
藤岡家住宅	元興寺町	敷地内全域

好田家住宅	高畑町	敷地内全域
旧青田家住宅	高畑町	敷地内全域
追分本陣村井家住宅	大和田町	敷地内全域
東洋民俗博物館	あやめ池北一丁目	敷地内全域

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(令和6年4月1日揭示済)

奈良市消防局長訓令甲第6号

全 職 員

奈良市消防職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年4月24日

奈良市消防局長 北 昌 男

奈良市消防職員研修規程の一部を改正する訓令

奈良市消防職員研修規程（平成19年奈良市消防局長訓令甲第9号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「副署長」を「署長補佐」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月24日から施行する。

(令和6年4月24日揭示済)